

別紙5 道路拡幅整備工事仕様書

1 基本事項

- (1) 「京都市宅地開発要綱」, 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」, 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」, 「京都市道路構造条例」等を遵守すること。
- (2) 道路拡幅整備に際しては, 事前に市の関係する部局, 公共施設管理者と十分に協議を行うこと。
- (3) 敷地が接する道路の幅員は6 m以上とし, 6 mに満たない部分は当該敷地の反対側の道路境界線から6 m以上となるよう, 拡幅整備すること。

2 道路の仕様

市営住宅周囲の道路は, 歩行者が安心・安全に通行できるよう配慮した仕様とすること。

3 道路拡幅整備後の移管

工事完了後, 道路拡幅部分を市に移管するものとする。